生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)8月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起する。

## 1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号 町田市

被告

## 2 訴訟の目的

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等809,89 6円の納付を求める。

## 3 事件概要

2011年5月2日から2018年12月31日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の就労収入について、申告をしていなかったため、生活保護費1,089,224円を不正に受給した。このうち、387,729円の納付を受けたが、いまだに701,495円の納付がなされていない。

また、生活保護費の算定に用いた推定収入額を実際の収入額が上回ったこと及び 生活保護受給廃止により期末一時扶助の支給要件を満たさなくなったことから、生 活保護費151,424円が過払いとなった。このうち、43,023円の納付を 受けたが、いまだに108,401円の納付がなされていない。

これらの合計809,896円について納付を求めてきたが、いまだに納付がないため、訴訟を提起するものである。